

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

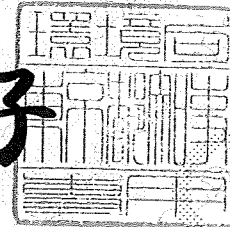
住所 東京都板橋区舟渡四丁目16番9号

氏名 株式会社リバース
代表取締役 都外川 智徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 4月21日

許可の有効年月日 平成36年 4月20日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①感染性産業廃棄物

(以上1種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

①感染性産業廃棄物

(以上1種類)

2 積替え保管施設

住所：東京都板橋区舟渡四丁目16番9号

最大保管高さ：2.2 m 積替・保管面積：124 m²

産業廃棄物の種類	保管量
感染性産業廃棄物	保冷库 : 6.36 m ³
	保管量合計 : 6.36 m ³

3 許可の条件

- 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から17時30分までとする。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 4月 21日 新規許可
平成 29年 4月 21日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

認定番号: 3-14-A0105SB
(認定は感染性産業廃棄物)

産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都